

平成25年3月29日
号外第5号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（37・福祉政策課）……………1
- 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（38・健康推進課）……………1
- 秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（39・自然保護課）……………2

規 則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十七号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（平成十四年秋田県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表一の項及び二の項中「すべて」を「全て」に改め、同表七の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同表八の項中「すべて」を「全て」に改め、同表九の項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に、「モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第一条第二項」を「モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第五条第三項」に改め、同表十の項中「すべて」を「全て」に改め、同表十一の項中「仕出し屋」を「仕出屋」に改め、同表十三の項、十六の項から十九の項までの規定及び二十三の項並びに別表第一第二号の表中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表第一号の表七の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。）は公布の日から、同項の改正規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十八号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和二十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(ハ)中「失踪」を「失踪」に改め、同号(ロ)中「第四十六条の四第三項第四号」を「第四十六条の四第七項第四号」に改め、同表第一号の二中「及び第十二条第二項」を削り、同表第二号(一)中「第四条」を「第六条」に改め、同表第七号(イ)、第十四号(ロ)並びに第十六号(ク)及び(ケ)中「当該吏員」を「当該職員」に改め、同表第十七号の二(一)中「第三条ただし書」を「第四条ただし書」に改め、同号(二)中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同表第二十八号(一)及び(二)中「第九条の三第十項及び第十五条の二の五第三項」を「第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項」に改め、同号(四)及び(五)中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同号(六)中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、同号(七)中「第九条の三第九項」を「第九条の三第十項」に改め、同号(ハ)中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改め、同号(チ)中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改め、同表第三十四号(四)、第三十五号(ロ)、第三十七号(四)及び第四十一号(七)中「当該吏員」を「当該職員」に改め、別表第四十三号及び第四十四号を次のように改める。

四十三及び四十四 削除

別表第四十八号(四)及び第五十一号(三)中「当該吏員」を「当該職員」に改め、同表第五十四号の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表第五十四号の四中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定(同表第二号、第十七号の二、第四十三号、第四十四号、第五十四号の三及び第五十四号の四に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われ、又は行われるべきであった母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項に規定する養育医療の給付に係るこの規則による改正前の衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則別表第四十三号(三)に掲げる事項については、なお従前の例による。

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十九号

秋田県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「自然環境保全地域特別地区内行為許可申請書(様式第二号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 行為の目的
- 三 行為の場所
- 四 行為地及びその付近の状況
- 五 行為の施行計画の概要
- 六 行為の施行者
- 七 行為の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他参考となる事項

第十三条第二項中「の各号」を削り、同項第二号及び第四号中「附近」を「付近」に改める。

第十五条第一項中「自然環境保全地域特別地区内非常災害応急措置届出書(様式第三号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 行為の種類
- 三 行為の場所
- 四 行為をした理由
- 五 行為の規模及び施行方法
- 六 行為の着手の年月日及び完了の年月日又は予定年月日
- 七 非常災害の発生した年月日及び時間並びにその継続した期間
- 八 その他参考となる事項

第十六条第一項中「自然環境保全地域特別地区内既着手行為届出書(様式第四号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行計画の概要
- 七 行為の施行者
- 八 行為の着手の年月日及び完了の年月日又は予定年月日
- 九 その他参考となる事項

第十八条第一号イ中「給じ台」を「給餌台」に改め、同号イ中「こう配」を「勾配」に改め、同号リ中「防護柵」を「防護柵」に改め、同号ネ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第九号イ中「第二十二條の十一第一項第一号」を「第六十三條第一項第一号」に改める。

第二十一条第一項中「自然環境保全地域野生動物植物保護地区内行為許可申請書(様式第五号)」を「次に掲げる事項

を記載した別に定める様式による申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する野生動植物の種類及び数量
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 行為の施行者
- 八 行為の着手及び完了の予定年月日
- 九 その他参考となる事項

第二十二條第一項中「自然環境保全地域普通地区内行為届出書（様式第六号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 行為の目的
- 三 行為の場所
- 四 行為地及びその付近の状況
- 五 行為の施行計画の概要
- 六 行為の施行者
- 七 行為の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他参考となる事項

第二十八條第一項中「緑地環境保全地域内行為届出書（様式第八号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 行為の目的
- 三 行為の場所
- 四 行為地及びその付近の状況
- 五 行為の施行計画の概要
- 六 行為の施行者
- 七 行為の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他参考となる事項

第三十三條第一項中「開発行為届出書（様式第九号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 開発行為の種類
- 三 予定建築物の規模
- 四 開発行為の場所
- 五 開発行為地の現況
- 六 開発行為の施行方法
- 七 工事の施行者
- 八 開発行為の着手及び完了の予定年月日
- 九 その他参考となる事項

第三十四條を次のように改める。

（身分証明書）

第三十四條 条例第三十三條第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第三十四條第四項に規定する身分を示す証明書は、様式第二号によるものとする。

様式第一号から様式第九号までを削り、様式第十号を様式第一号とし、様式第十一号を様式第二号とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。